指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名　　：　株式会社カナデビアエンジニアリング
　法人番号　　：　6120001027941
　業者の住所　　：　大阪府大阪市大正区鶴町２－１５－２６

2　指名停止の期間
　令和 8 年 11 月 19 日～令和 8 年 12 月 18 日（1 か月）

3　指名停止の措置対象地区
　近畿地区

4　事実概要
　株式会社カナデビアエンジニアリングは、建設業法第 15 条第 2 項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。
　このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当することから、令和 8 年 6 月 19 日付けで近畿地方整備局から指示処分を受けた。

5　指名停止の理由
　４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 13 号(下記参照)に該当する。

別表第 2　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期間及び措置対象地区
1～12　省略	省略
(建設業法違反行為) 13　建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
14～16　省略	省略

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　調達契約部　契約管理課　TEL ０４５－２２２－９０４１(直通)